

2020年4月24日

お客様各位

ナイス賃貸情報サービス株式会社

【緊急事態宣言発令に伴う弊社の今後の対応について】

新型コロナウイルス感染の急拡大により、弊社ではお客様やお取引先様及び弊社社員の安全確保を最優先に業務を進めておりますが、今般の政府発令「緊急事態宣言」及び各自治体による「外出自粛要請」を受けまして、弊社体制を以下のとおりとさせていただきます。

皆様にはたいへんご不便をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

営業時間の変更等

- ① 本年5月6日(水)までの期間は、弊社営業時間を『10:00~16:00』とさせていただきます。従前に戻す場合は改めて弊社ホームページでお知らせいたします。
- ② 出社人数を制限し、テレワーク（在宅勤務）を実施しております。
- ③ ご来社に当たっては予約制とし、ご予約がない場合は応じられない場合がございます。
- ④ 電話が繋がりにくい場合や、お問合せの対応に時間を要す場合がございます。
- ⑤ 各種お問合せは、お電話に代わり以下の専用メールアドレスのご利用をお願いします。
 - 賃貸募集一般 chintai-eigyo@nice.co.jp
 - 破損・故障等 chintai-cr@nice.co.jp
 - 新規契約 chintai-keiyaku@nice.co.jp
 - 契約更新 chintai-koshinT@nice.co.jp
 - 退去・建物管理 chintai-taikyo@nice.co.jp

《ご入居者さま》へのお知らせ

- ① 新規ご契約の締結は時間予約制とし、予約時間当り契約者様1組のみを目安とさせていただきます。
- ② ご契約完了後の鍵のお引渡しは、弊社から指定させていただきました日程でのご来社をお願いいたします。
- ③ 契約終了（中途解約を含む）に伴う退去明渡しの立会いは、お客様が退出された際に、室内の戸締りと玄関を施錠の上、全部の鍵を速やかに弊社まで送付願います。退去精算等はすべて後日の対応とさせていただきます。
- ④ 契約期間の満了時期を迎えるお客様で更新手続き中の方は、弊社から指定させていただきました日程でご来社を賜り、更新手続きを行わせていただきます。
- ⑤ 設備不良等の場合、トラブル受付後の現地確認や修理等の対応にはお時間を要することがござい

ます。

- ⑥ **ガス漏れ**の際は、ガスの利用は停止し、早急にガス会社にご連絡してください。連絡先は、ご契約時にお渡ししている「生活メモ」を参照願います。
- ⑦ **水漏れ等**で緊急措置が必要な場合は以下のご対応をお願いします。
 - 下階の住戸等に迷惑をかけるおそれのある水漏れは、当該設備に個別の「止水栓」がある場合はその「止水栓」を閉め、当該設備のご利用を控えてください。
 - 前項以外の場合は、住戸の「元栓」（共同住宅の場合はパイプスペース、戸建ての場合は玄関やお庭等の道路側の地上のどこか）を閉じ、利用時だけ「元栓」を開ける対応をお願いします。
 - 水漏れがひどい場合は、申し訳ありませんが、水道のご利用をお控え願います。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症の影響で賃料等の支払が危惧される場合は、以下の公的機関の補助が得られるかをご確認願います。

[個人]

- 住居確保給付金の支給対象に係る生活困窮者自立支援法施行規則（一部抜粋）
<http://www.jpm.jp/pdf/zyukyokakuhokaiseibassui2.4.7.pdf>
- 自立相談支援機関の相談窓口一覧 ※住居確保給付金の窓口が検索可能です
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html>

[事業者]

- 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ（経済産業省）
<http://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

《オーナーさま》へのお知らせ

管理委託をお受けしているお部屋への全般的なご対応は、前項をご参照いただきまして、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

オーナー様への賃料等のご送金やご精算の手続は、定例日に実施できるように進めております。万一、経済環境や金融機関等の他律的要因でご送金や精算の手続きが遅れることが判明しました場合には弊社ホームページでお知らせいたします。

《お取引業者さま》へのお知らせ

実施期間中の弊社の実施内容は、前記の「営業時間の変更等」のとおりとさせていただきます。担当者が不在のケースが多くなりますので、お問合せや資料の提出をいただく際はできるだけ電子メールのご利用をお願い申し上げます。

以上